佐倉市、酒々井町清掃組合 障害者活躍推進計画

令和2年4月

佐倉市、酒々井町清掃組合管理者

1 基本的な考え方

障害者と障害者でない者との均等な雇用及び待遇を確保し、障害者がその能力に適合する職業に就くこと等通じて、その職業生活において自立することを促進するため「障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)」が制定されました。

さらに、令和元年に法律の一部改正が行われ、障害者である職員がその有する 能力を有効に発揮して、職業生活において活躍することの推進に関する取組を 総合的かつ効果的に実施することができるように、障害者活躍推進計画を策定 することとされています。

こうしたことから、障害者活躍推進計画作成指針に基づき、障害者が活躍できる職場環境を推進するため、佐倉市、酒々井町清掃組合障害者活躍推進計画を策定したものです。

2 計画期間

本計画は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間を計画期間とします。

3 障害者雇用に関する課題

佐倉市、酒々井町清掃組合は、職員数20名以下の小規模な一部事務組合であり、廃棄物処理業務に特化した地方自治体であることから、これまで障害者に限定した募集・採用は行っておらず、また採用した実績もありません。障害者に限定するか否かを問わず、職員採用自体、数年に1度程度しか行っていないことから、まずは、職員の障害者雇用に関する理解を深めていく必要があります。

4 目標

障害者に関する理解の促進・啓発を目標とします。

5 取組内容

1) 障害者の活躍を推進する体制整備

障害者雇用推進者として総務課長を選任します。

新たに障害者を雇用した場合や既存の職員が中途障害者となった場合 においては、速やかに相談窓口を設置します。

2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

障害者が負担なく遂行できる職場の選定及び創出について検討します。

3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

相談窓口への相談のほか、人事評価面談等の際に障害者である職員等に対しては、必要な配慮等の要・不要の別を把握するとともに、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じます。

4) その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法 律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の拡 大を推進します。